

令和7年度離島の担い手確保モデル事業業務仕様書

本仕様書は、岡山県（以下、「県」という）が実施する令和7年度離島の担い手確保モデル事業業務に係る受注者の選定に関して、本業務の概要や仕様を明らかにし、本業務に応募しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

令和7年度離島の担い手確保モデル事業業務

2 目的

離島地域では自然的・社会的条件から、依然として厳しい課題を抱え、深刻な人口減少や高齢化が進行しており、集落機能の低下や生活面の不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。こうした離島課題の解決には、将来にわたり地域で活躍する人材の確保が必要であり、離島における地域づくりの担い手確保のための仕組みを早急に構築する必要がある。

本業務では、参加者が離島でのインターンシップを通じて、離島での仕事を体験したり、島民と交流したりすることで離島や離島の人々と多様な関係を持ち続ける「関係人口」を創出・拡大するモデルを構築し、離島の地域活動等の担い手となる人材の確保・育成を図り、持続可能な離島地域の形成を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

4 委託限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 業務内容及び提案を求める内容

本業務の目的を達成するために、下記の業務を県及び離島関係市、島民等と十分協議の上、協働して実施するものとする。

（1）モデルの構築・実証

離島に一定期間滞在し、仕事や生活の体験を通じて、離島や離島の人々と多様な関係を持ち続ける「関係人口」を創出・拡大するモデルを構築し、実証すること。

ア モデルの内容

ターゲット	・参加者のメインターゲットは、離島ぐらしや地域交流、関係人口、離島の地域課題解決に興味がある者とする。ただし、上記以外の参加者を否定す
-------	---

	るものではない。
モデル内容	・ターゲット層に合わせた効果的なモデルを企画提案し、実施すること。 ・モデルの内容は、次の事項を盛り込むこと。また、モデルの効果的な名称やテーマも提案すること。 ①離島での仕事体験、島民との交流 参加者が、仕事体験や島民との交流を通じて、離島で生活することを具体的にイメージできるような内容とすること。 ②離島の魅力発信及び参加を促す工夫 離島の魅力を発信するとともに、ターゲットの参加を促すような内容(例：島の郷土料理の試食や島内観光など。ただし、受託者の提案により他の内容を実施することを否定するものではない。)を盛り込むこと。 ③離島に関わり続けたいと思える仕組みの構築 一過性のイベントではなく、参加者が再度訪問するきっかけや動機付けにつながる内容とし、事業終了後も地域との関わりが継続するための仕組みを取り入れた内容とすること。 ④参加者に離島の課題について考えてもらう機会を提供し、参加者がインターンシップで感じたことや離島の課題解決に向けてどういうことができるかなどを島民や関係者等に共有する場を設けること。
回数、参加者数	・参加者数は計5名以上とすること。(回数は問わない) ・実施回数の上限はないが、目的や実施内容を踏まえ、回数及び1回あたりの定員数を提案すること。
滞在期間	・1泊2日以上～1か月程度
その他	・必要に応じて、専門家や関係人口創出に取り組む人材等の協力を得ること。 ・モデルの内容等は、契約締結後、県と協議の上、決定するものとする。

イ モデルの実証

(1) アで構築したモデルをテスト運用すること。

実証時期	・実証時期及び実施回数を提案事項に含めること。 ・実証は遅くとも令和8年1月までとすること。
実証場所	・実施離島について提案すること。 ・実施する離島との調整は受託者が行うこと。 ・飲食を行う場合は、保健所等への届け出等、受託者が行うこと。また、その経費は委託費に含めること。
参加者	・参加者の選考方法を提案すること。
モデルの運営	・モデルの運営に当たり、受付(事前申込受付及び名簿管理が必要な場合は、これらを含む。)、参加者の案内等を円滑に行うために必要なスタッフを配

	置すること。トラブルが発生した際に状況に応じて適宜対応できる体制を構築すること。 ・実証中の進行や人員配置、各種図面、緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、県や島民、関係市、関係団体と情報共有を図ること。 ・島民、関係団体との連絡調整については、県と連携しながら受託者が実施すること。
その他	・必要に応じて、専門家や関係人口創出に取り組む人材等の協力を得ること。 ・実施する離島や実証日、滞在期間、参加者の選考方法等は、契約締結後、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 広報活動について

次の留意事項を踏まえながら、効果的かつ効率的な手法を選定し、広報活動を行うこと。

【留意事項】

ターゲット	・上記モデルのターゲット層と同様とする。
広報媒体	・ターゲットに効果的に訴求できる媒体を委託料の範囲で具体的に提案すること。 ※想定する媒体：WEB サイト、Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook、LINE、インフルエンサー活用、雑誌 等
広報資料	・必要に応じてチラシやSNS用のバナー等クリエイティブを制作すること。
広報内容	・モデル実証の参加者募集の広報を実施すること。 ・モデル実証の事後報告レポートや離島での暮らしの魅力発信等を参加者以外にも広く行うこと。
広報時期	・モデル実証の広報は、モデル実証の1～2か月程度前から実施すること。 ・モデルを複数回実証する場合は、その都度広報を実施すること。なお、予算配分は最も効果的となるよう提案すること。
その他	・見積書を作成する際は、配信金額と配信に要する手数料等の諸経費は別立てで記載すること。 ・モデル実証の参加者募集に係るデジタル広告を実施した場合において、早期に定員に達した場合は、速やかに県と今後の対応について協議すること。また、広告配信を取りやめる場合は、残予算の活用方法について提案すること。ただし、有効な活用方法がない場合は、契約変更を行う場合がある。

(3) 効果分析

ア 数値目標

本事業の効果測定のため、参加者アンケートで「何らかの形で今後も離島に関わりたい」と回答してもらうことを数値目標として設定するとともに、他の指標としてふさわしいものがあれば、併せて設定すること。

イ アンケート

- ①モデルの参加者に対してモデル実証後にアンケートを実施すること。アンケートの項目は、県と協議の上決定するが、下記内容を含むこと。なお、アンケートの主な目的は、モデルを検証し、翌年度以降の県施策の検討に使用することである。
 - ・何らかの形で今後も離島に関わりたいと思っているか
 - ・参加の決め手となった広報媒体等集客方法に関すること
 - ・モデルの満足度など、内容に関すること
 - ・その他事業目的の分析に資する項目
- ②モデル実証の参加者にモデル実証から1～2か月後にアンケートを実施すること。アンケートの項目は、県との協議の上決定する。なお、アンケートの主な目的は、モデル実証後も実施離島と参加者が継続的なつながりがあるかを確認することである。
- ③参加者アンケートの結果、市町村及び地域のキーパーソン等の本事業に対する評価、WEBサイト等へのアクセス、コメントの分析等により効果検証を行うこと。なお、効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策等の提案を本事業の報告書に含めること。

ウ 広報活動に係る効果測定・分析

- ①上記「(2) 広報活動」でデジタル広告を実施する際は、KPIを設定し、効果測定・分析を行うこと。なお、KPIの設定にあたっては、その根拠について、仮説を立てて説明すること。
- ②広告配信後、効果測定・分析を行い、速やかに「分析レポート」を提出すること。
(完了後2週間後を目途)
- ③「分析レポート」は、広告の表示回数、クリック数、クリック単価及び属性(年齢、地域、性別等)等の数値に係る結果については、エクセルデータの添付等簡易なもので構わないが、デジタル広告実施時に設定したKPIに係る仮説に対する検証及び今後の改善案について、具体的に「分析レポート」に記載の上、対面で説明すること。
- ④広告配信期間中に少なくとも1回「週次レポート」を提出すること。なお、「週次レポート」は広告成果に基づいたものであり、報告後の残りの期間の広告配信を効果的に行うための現状等を主に報告するものとし、簡易なもので構わない。
- ⑤効果検証に必要なアンケートの項目についても具体的に提案等を行い、分析レポートに加味すること。

(4) 事業成果報告

- ア 県が開催する事業報告会(令和8年3月上旬開催予定)において、県内市町村等を対象に本事業の成果・課題等の検証結果やノウハウ等を共有すること。

- イ 本事業におけるモデル創出のプロセスや成果、課題等を県内市町村等へ共有する報告会用資料を作成し、県へ提出すること。

(4) 独自提案

上記(1)～(4)の他、本事業の目的を達成するために効果的な提案も差し支えない。
なお、当該業務に係る経費も全て委託料に含むものとし、提案に際しては、企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に記載すること。

6 業務実施体制

- (1) 本業務を確実に実施・履行する組織体制（業務従事の体系図・責任者・役割分担等）及び連絡体制を示すこと。
- (2) 本業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、十分な経験と技術力及び調整能力を有する総括責任者を1名配置するとともに、業務内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる進行責任者を1名配置すること。
- (3) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、スケジュールや企画内容等を協議するほか、進捗確認や報告を適宜行うとともに、必要に応じて県と直接協議を行うこと。また、複数の手段を用いて連絡を行うこと。
- (4) 本業務を実施する上で生じた協議事項や県からの確認事項には誠実に対応すること。県からの再三の依頼にもかかわらず、誠実な対応が見込めない場合は、契約を解除することがある。

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、宿泊費、企画立案費、会場費、参加者の飲食費、広報費、消耗品費、調査・打合せ業務等に要する経費を含むこととする。

8 県への報告

(1) 業務実施計画書

契約締結後速やかに、任意の様式で業務実施計画書（実施内容、スケジュール等）を作成し、県の承認を得ること。変更が生じた際は、随時、変更業務計画書を提出すること。
（電子データ可）

(2) アンケートに係るレポート等

イベント参加者からのアンケート及びアンケートの内容をとりまとめた分析レポート並びにデジタル広告を実施する場合はこれに係る分析レポート及び週次レポートを県へ提出すること。（紙媒体2部、電子データ一式。ただし、アンケートは電子データのみで可）

(3) 業務完了報告

事業の取組状況や実施結果等について、任意の様式で業務完了報告書を作成し、県へ提出すること。(紙媒体2部、電子データ一式)

(4) モデル実証の記録写真

モデル実証の状況が分かる写真データを提出すること。(電子データ一式)

(5) 本業務で制作したチラシ、バナー等のクリエイティブ(電子データ一式)

(6) その他本業務を行うに当たり必要なものとして制作したもの(紙媒体1部、電子データ一式)

9 納品場所

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

E-mail : chusankan@pref.okayama.lg.jp

10 支払条件等

全ての業務が完了し、県の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、岡山県財務規則等の法令に基づき、概算払いをすることができる。

11 業務の履行に関する措置

- (1) 本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、岡山県は受託者に対して、その理由を明示した書面等により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、上記要求があった場合は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求があった日から10日以内に岡山県へ通知しなければならない。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (4) 災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。
- (5) 契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

12 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処

- すること。また、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得たデータ等、全ての情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は本業務の実施にあたり、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）を遵守し、個人情報の保護については十分留意し、漏えい、滅失及びき損等を生じないこと。
- (5) 著作権等に関すること
- ア 本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
- イ 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ウ 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- エ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- オ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 当該モデルの実証に起因する施設等の破損や汚れ等については、受注者が原状復帰すること。
- (7) 本委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (8) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。